

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

77 98/9/15

¥100

朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射 問われた地域安保の基本方針

平和運動にも大きな教訓

8月31日の朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)のロケット発射に始まる一連の事態は、地域安全保障についての基本的な教訓を残した。本誌では、このような事態を考えるのに二つの原理を提唱してきた。共通の安全保障(そのための協調的安全保障)、安全保障の民主化、である。世論の動揺に対して、日本の平和運動が地域安全保障についての確固たる考え方を示すことが求められる。

●情報不在の危険

一連の事態のなかで、情報が決定的に重要な働きをしたことは否定できない。それが、即偵察衛星の必要論につながらないのはもちろんであるが、情報の空白が世論の不安の増幅を許したという事実を目をつむることはできない。地域の信頼醸成と安全保障にとって、情報の要素が重要であることを、日本の市民は学んだはずである。情報の不在は、市民をワースト・シナリオに誘導し、軍事的強硬論者に有利に作用する。

しかし、軍事衛星による情報の拡大は問題の解決であるどころか、新たな軍備競争と緊張のエスカレーションを生む可能性がある。問われているのは、安全保障を考えるための明確な原理である。

まずは、今回の事態の経過をたどっておこう。

●何が起ったか

8月31日正午すぎに、新型ミサイルの発射が確認されてから10日以上経った今日に至るまで、北朝鮮が行ったこと

が、ミサイル実験であったのか、人工衛星の打ち上げであったのか、確定できていない。9月12日時点で、後者の可能性が強いと判断されている。

情報は、日本海に落下した1段式ロケットという初期情報(8月31日)から、日本上空を通過する2段式ロケットによる新

型ミサイル・テポドンの打ち上げへと変化した(8月31日)。やがて北朝鮮は3段ロケットによる人工衛星の打ち上げであったと発表した(9月4日)。それ以後、米国からの情報は慎重なトーンに変化した。

9月8日、米コロラド州ピーターソン空軍基地にある米宇宙軍(スペース・コマン

核兵器禁止へ1999年国際会議

非同盟首脳会議が提案

9月2日～3日、南アフリカのダーバンで第12回非同盟運動首脳会議が開催された。インドの発言力が無視できないこの会議が、印パの核実験後初めてのこの会議で、核軍縮についてどのような合意に至るか、注目された。

合意された核軍縮に関する最終文書には、インドの主張が影を落としているが、それはインドの影響というよりも、核保有国に対する非同盟諸国の率直な要求を反映していると考えられるべきであろう。多くは、ジュネーブ軍縮会議(CD)で、非同盟21カ国グループが、表明してきた主張

でもある。

最終文書は注目すべき一つの具体的な新提案を含んでいる。それは、「核兵器を時間枠をもって完全に廃棄し、禁止するための段階的計画について2000年までに合意するという目的をもって、できれば1999年に国際会議を呼びかける」(第101文節)という提案である。

「時間枠」のあり方に、より柔軟性をもった検討をすべきであると考えられるが、99年会議の構想は具体化のために真剣な取り組みを望みたい。(梅林宏道)●

ド)は、記者発表を行って「北朝鮮が発表したデータに対応する、あるいは対応する可能性のある軌道上に、いかなる地球周回物体も観測できていない」「北朝鮮が発表した27メガヘルツの電波は検出できていない」「しかし、宇宙軍の調査はまだ続いている」と述べた。日本政府は、根拠のないまま人工衛星の可能性はほとんどないと強調しつづけた。

9月11日、米務省は「北朝鮮は小型の人工衛星の打ち上げを試みたが失敗した」という分析結果を発表した。さらに米情報機関の匿名高官が「ミサイルは少し奇妙な飛行軌道を描いた」「2段目から何かが分離したようだ。それは背後にながしかの推力をもっていた」と語っていたのに符合する。

●法の支配

ミサイル実験であろうと人工衛星の打ち上げであろうと脅威には変わりがない、という議論がある。それは乱暴な議論である。たしかに、北朝鮮のもつ技術的評価においては両者に大きな差はない。しかし、脅威の分析には、時間の要素と政策の要素が同じように重要である。今回の事態の脅威を議論する場合、そこに挑発的政治意図があったかどうかが決定的に重要なはずである。たとえば日本の宇宙ロケット打ち上げは、日本のICBM能力を立証し、日本の脅威についての分析の方程式に組み込まれたが、即、外交的反応を引き出すものではなかった。北朝鮮との関係改善をめざす外交において、両者のちがいを踏まえたアプローチが必要である。

今回の事態を冷静に考える糸口は、まず第一に「法の支配」という観点である。

日本の上空をミサイルが飛ぶこと自身に明確な法的問題はない。人工衛星は、すでに多くの国の上空を周回している。アメリカの「憂慮する科学者連盟」のデイビッド・ライトの計算によれば、テポドンの日本上空における高度は約300kmであった。つまり、一般的理解では、領空の外の宇宙空間と理解される。

どこまでの上空が領空で、どこからが宇宙空間であるかの定義は確立していない。ミサイル実験やロケット発射に適用されている慣習は、「他国の領空上に宇宙物体でないものを打ち上げない」というものである(ピーター・ヘイズ、『東北アジア平和と安全保障ネットワーク特別報告』、9

月4日)。宇宙物体とは、地球周回軌道上の物体、あるいは、軌道に入ろうとしている物体、あるいは、軌道から外れようとしている物体である。

このように、「法の支配」の観点から考えるとき、ミサイル実験と衛星の打ち上げに大きな差異が出てくる。

「法の支配」から、吟味しなければならないことは、人間や財産、環境に被害を与える可能性について、北朝鮮が十分に吟味したか否かである。

「国連海洋法条約」の公海上での活動に関する義務、「国際民間航空条約(シカゴ条約)」の民間航空機の安全を損なわない義務、「国際海事機関条約」での公海上の義務、「宇宙損害責任条約」上の義務、などが考えられる。これらは、北朝鮮が加盟しているかどうかを問わず、国際的規範として日本が強く要求すべきことからである。事前通告のシステムを作ることが外交課題となる。

●一方的脅威論は誤り

9月3日に、衆議院、参議院でそれぞれ全会一致の抗議決議があげられた(右欄)。参議院と衆議院とはその内容が異なるが、いずれも日本が北朝鮮に与えているミサイルの脅威について、考慮している形跡がまったく見られない。とりわけ衆議院の決議は、一方的に居丈高な論調である。このような態度は、地域の安全保障を前進させるよりも、不安を増幅するように思われる。

日本の市民が、今回のミサイル実験で脅威を感じるとすれば、その数百倍の脅威を北朝鮮民衆は日本から受けている。日本を母港にしている米軍艦が装備する対地攻撃巡航ミサイルは、100発以上を数える。今回のテポドンとほぼ同じ射程(1300km)をもち、比較にならないピンポイントの命中精度をもって、いつでも日本から北朝鮮を射程におさめている。それだけではない。有事には、2500kmの射程をもつ核弾頭つき巡航ミサイルが、日本にしばしば寄港する米原子力潜水艦から発射される恐怖も存在している。

このような脅威を与えつづけてきた日本が、北朝鮮のミサイルの射程が伸びたからといって、北朝鮮のミサイルを一方的に批判することはできない。日本からのミサイルをなくすことを含めて、北朝鮮との話し合いが必要となる。

4ページへつづく◆

国会資料

北朝鮮のミサイル発射に対する両院の抗議決議

◆北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

衆議院・9月3日(全会一致)

本院は8月31日に北朝鮮が我が国を射程に含むようなミサイルの発射を強行したことに強く抗議する。

今回のミサイル発射は、我が国の安全保障に直結する重大な問題である。それは北東アジアの平和と安定に深刻な影響を及ぼすものであると同時に、大量破壊兵器及びミサイルの拡散防止に向けた国際的努力に対する重大な挑戦である。我が国としては、このような非友好的、かつ無謀な暴挙を絶対に容認することはできない。

本院はここに、北朝鮮のミサイル発射に厳重に抗議し、北朝鮮が直ちにミサイル開発を放棄し、このような発射を二度と行わないことを強く求めるものである。

政府は、本院の趣旨を体し、米韓両国をはじめとする関係国とも連携しつつ、北朝鮮に対して直ちにあらゆるレベルで遺憾の意を伝えて厳重抗議し説明を求め、ミサイルの開発・輸出の中止を求めるとともに、必要かつ適切な断固たる措置を講ずるべきである。また、政府は我が国国民の安全確保のためのあらゆる措置をとるとともに、アジア太平洋地域の安定と信頼醸成に努め、国際社会が結束して大量破壊兵器及びミサイルの拡散に対して断固として立ち向かうよう一層努力すべきである。

右決議する。

◆北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議

参議院・9月3日(全会一致)

8月31日、北朝鮮は、我が国に対し何らの事前通告もなしに弾道ミサイルの発射を強行した。当該ミサイルは我が国の上空を通過し、多数の船舶、航空機等が活動する三陸沖の海上に着弾した。

かかる北朝鮮の行為は、我が国領土に落下する可能性を一顧だにせぬ、国際常識無視の無謀かつ極めて危険な行為であり、我が国の安全保障上極めて由々しき事態である。また、北東アジアの平和と安定に対する重大な脅威となり、ひいては国際社会全体に緊張をもたらす、大量破壊兵器の拡散防止に向けた国際的努力を無視する行為である。

本院は、今回の行為は極めて許し難いものであると認識し、ここに北朝鮮に対して断固抗議する。政府は、速やかに国際社会と連携して、北朝鮮が断じてかかる行為を繰り返すことがないような強力な外交を展開し、加えて、北東アジアの安定と信頼醸成の構築に努めることを強く求めるものである。

右決議する。

核兵器撤去を示す文書

在韓米軍／ノーチラス研究所が入手

今年の6月、ノーチラス研究所(米カリフォルニア州)は、米国情報公開法で入手した興味深い米軍文書を公表した。それによると、ブッシュ大統領の戦術核撤去のイニシャチブ(91年9月)において、韓国からの核兵器撤去は、太平洋軍の最優先課題であった。

その文書は、米太平洋軍統合司令部(CINCPAC)の1991年の年次報告書である。CINCPACが、ブッシュ・イニシャチブによる核兵器の撤去計画を作成するとき、「(核)兵器輸送の最優先順位は、韓国からの核砲弾(AFAP)の撤去であった。」撤去計画は、早期に作成するように命じられ、韓国の核砲弾に次いで、核弾頭つき対地攻撃型巡航ミサイル・トマホーク(TLAM/N)、核爆弾、核爆雷(NDB)(順不同)についての撤去計画が作成された。

さらにブッシュ大統領は、91年11月5日の国家安全保障命令64(NSD-64)(注:本誌59号参照)において韓国からの全核兵器撤去の方針を命令した。これを受けて「統合参謀会議は、CINCPACに対して、韓国からの核兵器撤去が輸送手段の最高優先使用権をもっており、

輸送は1991年11月20-22日に予定されている次回米韓軍事委員会/安全保障委員会(MCM/SCM)の前に開始するように勧告した。」

このように、ブッシュ・イニシャチブは、韓国からの核兵器撤去を最優先課題として念頭において行われたことが分かる。別表に関連年表を掲載したが、1991年12月16日に、米国防省、朝鮮民主主義人民共和国に韓国からの核兵器撤去完了を通告し、12月16日に盧泰愚(ノ・テウ)大統領が韓国の「核不在宣言」を出した。今回の米軍文書は、当時の米軍発表が、ほぼ正確であったことを物語っている。

◆日本への核持ち込みにも新証拠

ブッシュ・イニシャチブは、海軍の戦術核兵器を軍艦から撤去することも含んでいたことは、よく知られている。ところが、同じ文書のなかに、「船に搭載された核兵器は、米国に拠点をもつ船については、次の配備のまえに撤去し、海外に母港をもつ船は、最初の機会に撤去されるべきである」と記されている。「最初の機会」というのは、弾薬輸送船などに積み込

米の戦術核兵器関連年表

1991年	
9月27日	ブッシュ大統領、軍艦、陸軍の戦術核撤去の方針を声明
12月16日	米国防省、朝鮮民主主義人民共和国に在韓米軍の核兵器撤去が完了したことを通報
12月18日	盧泰愚大統領、核兵器不在宣言
1992年	
7月2日	ブッシュ大統領、軍艦、陸軍の戦術核撤去が完了したと声明
1994年	
9月22日	米国防省、「核態勢見直し」を発表し、空母を含む水上艦の核兵器能力をなくすると発表。海の戦術核は、攻撃型原潜のトマホークのみ残す

む最初の機会を意味すると考えられる。

当時、核兵器搭載可能な軍艦で海外を母港としていたものは、世界中に日本を母港にしていた空母とトマホーク発射艦しかなかった。それを考えると、この記述は日本への空母の艦載機用の核爆弾と核弾頭つきトマホークの持ち込みを証明するものである。(梅林宏道) ㊦

国会レポート

第142回通常国会

参議院(1998. 4. 1~4. 7)

(作成:佐藤毅彦)

4月1日(水)

[予算委員会]

- 照屋寛徳(社民): 沖縄基地問題-沖縄振興策

4月2日(木)

[総務委員会]

- 吉岡吉典(共産): 戦後処理-①治安維持法弾圧犠牲者②従軍慰安婦③恩給欠格者④原子爆弾投下と国際法⑤ポツダム宣言受諾⑥植民地支配
- 永野茂門(自由): ①日朝関係-日本人拉致疑惑②PKO協力法改正③従軍慰安婦④防衛庁省昇格問題
- 栗原君子(新社): 731部隊

[法務委員会]

- 下稲葉耕吉(法務大臣): 出入国管理及び難民認定法一部改正法案趣旨説明

4月6日(月)

[予算委員会]

- 橋本龍太郎(内閣総理大臣): アジア欧州連合(ASEM)報告
- 武見敬三(自民): ①ASEM②イラクによる国連査察受入問題③対人地雷全面禁止条約④日本

の外交政策

- 寺澤芳男(民有連): ASEM
- 高野博師(公明): ①ASEM②日本インドネシア関係③日露関係
- 吉岡吉典(共産): ①沖縄基地問題-キャンパハンセン演習被害②在日米軍-演習による被害
- 栗原君子(新社): ①PKO協力法改正②新ガイドライン-後方地域支援

[沖縄及び北方問題に関する特別委員会]

- 鈴木宗男(沖縄開発庁長官): 沖縄基地問題-沖縄振興開発事業費概要説明
- 笹野貞子(民有連): ①日露関係-北方4島交流②沖縄基地問題-沖縄振興策
- 板垣正(自民): 沖縄基地問題-沖縄振興策/基地整理-縮小策
- 福本潤一(公明): ①日露関係-北方領土問題②沖縄基地問題-沖縄振興策/普天間基地移転
- 照屋寛徳(社民): 沖縄基地問題-沖縄振興策/海洋動物の生態-生息/普天間基地移転問題
- 吉岡吉典(共産): ①日露関係-北方領土問題②沖縄基地問題-普天間基地移転
- 田村秀昭(自由): 沖縄基地問題-沖縄振興策

4月7日(火)

[総務委員会]

- 板垣正(自民): ①東京裁判史観②従軍慰安婦
- 大久保直彦(公明): 日露関係
- 吉岡吉典(共産): ①領土問題②危機管理-人質事件/ハイジャック/邦人救出/難民流入③自衛隊の域外出動
- 栗原君子(新社): 731部隊

[法務委員会]

- 橋本敦(共産): 日朝関係-よど号事件
- [地方行政・警察委員会]
- 松村龍二(自民): テロ防止対策
 - 山口哲夫(新社): 住民投票-名護市海上ヘリポート建設

[外交・防衛委員会]

- 小淵恵三(外務大臣): 外務省所管予算説明
- 久間章生(防衛庁長官): 防衛庁・防衛施設庁所管予算説明
- 齋藤勁(民有連): 在日米軍-厚木基地航空ショー/横須賀12号パース
- 高野博師(公明): ①駐ベルー大使公邸占拠事件②テロ防止対策
- 田英夫(社民): 新ガイドライン-周辺事態法案/国会承認
- 立木洋(共産): 在日米軍-駐留経費
- 田村秀昭(自由): ①日朝関係-日本人拉致疑惑②ノドン1号③沖縄基地問題

[文教・科学委員会]

- 萱野茂(民有連): 原子力の開発利用と安全確保-幌延貯蔵工学センター
- 扇千景(自由): 原子力の開発利用と安全確保-動燃/もんじゅ/プルサーマル計画
- 馳浩(自民): 青年海外協力隊

[労働・社会政策委員会]

- 吉川春子(共産): 従軍慰安婦-ILOの強制労働認定

[交通・情報通信委員会]

- 筆坂秀世(共産): 軍用機・民間機の異常接近

●原理から現実をとく

日本の市民の安全保障は、北朝鮮を含む地域の市民の安全保障とともにしか実現できない。これがテポドンによって私たちが学ぶべき「共通の安全保障」の原理である。現実から出発して、この原理に基づく安全保障を一つ一つ築くための私たちの活動が必要となる。

環境・防災・偵察などの多目的衛星は、情報が信頼醸成と安全保障に果たす役割を考えると、過渡的な一手段としては、否定できない利点をもっていると思われる。

「共通の安全保障」原理によれば、この衛星の情報は北朝鮮を含むすべての近隣諸国と共有されるものでなければな

らない。そうでない偵察情報は、信頼醸成に逆行し、宇宙を戦場とし、軍事的緊張を高める。

さらに、「安全保障の民主化」の原理は、その情報が市民に開かれたものでなければならぬことを要求する。情報公開によって、情報が恣意的に解釈され、市民の安全保障に反する利用が行われることをチェックする道が開かれる。

このような条件が現実的になるためには、地域安全保障のあり方については、根本的な国内論争が先行しなければならないであろう。さらに、北朝鮮との関係正常化に積極的な外交努力が前提となる。東北アジアの非核地帯化に向かって、日本が大きな政策転換をすることが、その第一歩となるという持論をくり返しておきたい。(梅林宏道) ㉓

日誌

1998. 8. 21 ~ 9. 5

(作成：笠本丘生、田中利昌)

DOE=米国エネルギー省/IAEA=国際原子力機関/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NPT=核不拡散条約/PCB=ポリ塩化ビフェニール/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/WB=ホワイトビーチ

- 8月24日 科技厅、米口の核兵器解体によるプルトニウム処理で、ロシアやカナダへ技術支援決定。3年間に5億円投入の計画。
- 8月25日 政府、IAEA核拡散防止の保障措置強化受け入れの方針決定。核物質関連機器まで対象拡大。次期通常国会で追加議定書承認へ。
- 8月25日 17カ国67名の世界的反核NGO代表ら、高村外相あての公開書簡。日本に「核の傘」離脱など求める。(本誌75号参照)
- 8月26日付 長崎市、核廃絶などについて有識者の意見を聞く「平和推進専門会議」を10月に発足。
- 8月28日 核疑惑が持たれる地下施設で北朝鮮、疑惑を否定。現地査察も受け入れ用意。
- 8月29日 政府の「核軍縮のための緊急行動会議」にあわせ、市民のシンポ。(本誌76号参照)
- 8月30日 政府提唱の「核不拡散・核軍縮に関する緊急行動会議」第1回会合、東京で開催。16カ国の専門家参加。今後1年で具体的提言まとめる。
- 8月31日 政府の緊急行動会議、「NPT体制の維持・強化が不可欠」の認識で基本的一致。第2回は12月18日から広島で。
- 8月31日 北朝鮮、弾道ミサイル発射実験。日本海と三陸沖公海上に落下。テポドン1号の可能性。(本号参照)
- 9月1日 北朝鮮テポドン発射で政府、KEDOに

よる軽水炉事業への協力見合わせなど決定。

- 9月1日 冷戦時代、米大統領が複数の軍司令官に付与した大統領介さぬ核兵器使用権限の四つの使用基準、解禁米公文書で明らかに。
- 9月2日 DOEネバダ核実験場広報官、未臨界核実験を今月下旬に実施と明かす。
- 9月2日 米上院本会議、テポドン発射実験で、KEDOに北朝鮮への重油供給資金提供の際は、核兵器開発計画なしの確認必要との法案可決。
- 9月3日 KEDO事務局長、外務政務次官との会談で費用分担定めた決議への早期署名求める。
- 9月4日 広島・平岡市長、今月下旬にも米未臨界核実験実施予定との情報に、米大統領と駐日米大使に、実験中止求める抗議文送付。
- 9月5日 北朝鮮、先月31日に3段式ロケットで人工衛星打ち上げと発表。

沖縄

- 8月21日 野中官房長官、普天間基地の県外移設説に不快感表明。
- 8月24日 大田知事、嘉手納基地内のPCB問題で第18航空団司令官・スミス准将宛てに事実関係の確認と現場視察を求める要望書を提出。
- 8月24日 原島沖縄大使、嘉手納基地内のPCB問題でSACOの環境文科委員会で協議されること明らかに。
- 8月25日付 復帰前の嘉手納基地でPCBを含む変圧器の廃油の投棄の疑いがあることが判明。
- 8月25日 公明沖縄、緊急政策提言を発表。那覇軍港の浦添移設について地元合意を前提に容認する考え。
- 8月25日 大田知事、11月の県知事選への出馬を正式表明。
- 8月26日 嘉手納基地内有害物質汚染問題で嘉手納町議会は、国・米軍などに対し真相究明を求める決議と意見書を採択。
- 8月26日 県経営者協会特別顧問の稲嶺恵一氏、11月の県知事選に正式に出馬表明。
- 8月27日 劣化ウラン弾誤射事件で科技厅、島

毎月第2日曜定例 公開DS研究会

次 北朝鮮のミサイル

「米憂慮する科学者連盟」の文献を中心に

担当：梅林宏道

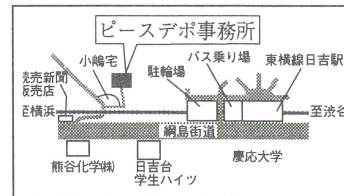
日時：1998年10月11日(日) 午後2時～5時

会場：ピースデポ事務所

(東横線日吉駅下車徒歩7分)

会費：1,000円(資料代含む)

連絡先：ピースデポ(担当：笠本)



島周辺への影響は見られないとする報告書作成。

- 8月27日付 那覇軍港移設問題で、那覇、浦添両商工会議所は浦添ふ頭へ移設統一案をまとめた。
- 8月28日 井上沖縄開発庁長官、県と政府の対話再開を早期に実現すべきとの考えを示す。
- 8月27日 浦添市、キャンプ・キンザー内で排水を油水分離槽を通さず排水溝に垂れ流しているとの情報を受け、立ち入り調査を求めた文書を提出。
- 8月31日 WBに米第7艦隊所属旗艦・揚陸指揮艦ブルー・リッジ入港。
- 8月31日 宮城嘉手納町長、PCB問題で第18支援群司令官・ブレッソン大佐を訪問。真相究明等の要請を行なった。
- 9月3日 井上沖縄開発庁長官、海上基地について県外移設に否定的見解。
- 9月4日付 PCB問題で、下地沖縄開発庁政務次官、関係省庁の担当課長らと基地内に立ち入り調査を行なう予定。

沖縄のこよみ

- ◆10月29日 沖縄県知事選告示
- ◆11月15日 沖縄県知事選投票開票日

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

ピースデポの会員になって下さい。この『核兵器・核実験モニター』の発行(月2回)をはじめ、平和問題のさまざまな調査研究にとりくんでいる平和資料協同組合(ピースデポ)の会員になって下さい。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。) 会員にならず『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。その場合は、年間5,000円です。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田中利昌(ピースデポ)、笠本丘生(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、佐藤毅彦、川村一之(新宿区議)、梅林宏道